

農 作 業 受 委 託 契 約 書

委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって受委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者（甲）

住 所 只見町大字 _____

氏 名 _____

受託者（乙）

住 所 只見町大字 _____

氏 名 _____

（内容）

第1条 甲は、この契約書に定めるところにより別表に記載する農用地等（以下「農用地等」という。）における農作業を乙に委託し、乙は善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

2 甲は、乙が受託作業を円滑に行えるように栽培管理等に十分な配慮をするものとする。

（契約期間）

第2条 農作業受委託の契約期間は、平成____年____月____日から平成____年____月____日までの____年間（____ヶ月間）とする。

（主宰権）

第3条 農作業の実施方法は、甲の実施計画によるものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、農作業を実施するとき及び完了したときは、その都度速やかに甲に通知するものとする。また、乙は年間の受託作業の一切が完了したときは、農作業完了報告書を甲に提出するものとする。

（委託料の額及び支払方法）

第5条 甲は、受託農作業に対して、同表に記載された金額の委託料を、____月末日までに乙の指定する預貯金口座への振り込みにより支払うものとする。

(修繕及び改良)

第 6 条 乙は、甲の同意を得て農用地等の修繕及び改良を行うことができる。ただし、その修繕及び改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

2 修繕及び改良の経費は、甲が負担するものとする。ただし、甲及び乙が協議のうえ、これと異なる定めをした場合にはその定めによる。

(損害賠償)

第 7 条 乙は、異常気象、水害その他の災害による農用地等からの収量の減少、農用地等の損壊、滅失等乙の故意又は過失によらない損害についての責めを負わないものとする。

(再委託の禁止)

第 8 条 乙は、受託作業の再委託をしてはならない。

(契約の変更)

第 9 条 契約を変更する場合は、甲乙協議のうえ、その変更事項をこの契約書に明記するものとする。また、契約期間の途中において、契約を解除する場合は、双方の合意により行うものとする。

(その他)

第 10 条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

